

<以下、仮訳であり、ご使用にあたっては原文をご確認ください。色付き部は主な変更点です>

中華人民共和国の国境通過貨物管理弁法

（意見請求稿）

第1条（目的）

国家の主権と利益を守るために、下記法規を基にして、税関当局は、国境通過貨物に対する監督管理を強化することを目的にして、本弁法を制定する。

根拠法：<<中華人民共和国税関法>>、<<中華人民共和国国境衛生検疫法>>及び施行規則、<<中華人民共和国動植物検疫法>>及び施行規則、<<中華人民共和国食品安全法>>及び施行規則。

第2条（国境通過貨物協定）

我国が国境通過貨物協定を締結している国家、或いは鉄道連携輸送協定を締結している国家が、関連する国際公約/条例に基づく国境通過貨物を受領、配送、又は我国が関与する場合、締結関連協定に従って国境通過を承認する。上記の場合以外のその他の国境通過貨物は、商務部、交通運輸部等の主管部門が承認し、入境地の税関に対して申請後、国境通過が許可される。

第3条（国境通過禁止貨物）

以下の貨物の国境通過は禁止します。

- (1) 我国が貿易を停止又は禁止した国家/地域の貨物の、往来。
- (2) 各種武器、弾薬、爆発物及び軍需品（軍事的手段によって輸送されるものを除外）。
- (3) 各種強毒物、麻薬品、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、コカイン等の各種薬物。
- (4) 各種危険物、危険化学品、固形廃棄物、及び基準を超える放射性有害物質を含む貨物。
- (5) 微生物、人体組織、生物製品、血液及びその製品等特別物品。
- (6) 検疫感染症、炭疽菌、国家がクラス A 感染症として管理している疾病、及び国务院が規定するその他の新重度感染症に感染した死体及び遺骨。
- (7) <<中華人民共和国国境衛生検疫法>>の入境条件に不適合な貨物。
- (8) 害虫及び病害に汚染されていて、且つ除害処理をしてない、或いは出来ない国境通過動物飼料。
- (9) <<中華人民共和国輸出入動植物検疫法>>第 18 条の規定リストに記載されている害虫・病害で、且つ除害処理をしてない、或いは出来ない植物、動植物製品及びその他検疫対象物が発見された場合。
- (10) <<中華人民共和国輸出入動植物検疫法>>第 18 条の規定リストに記載されている動物伝染病、寄生虫病に感染している動物群が発見された場合。
- (11) 密封処理が施されていない植物、動植物製品、及びその他検疫対象物。
- (12) 我国の法律、法規が国境通過禁を禁止しているその他貨物。

第4条（税関による監督管理）

国境通過貨物は、入境から出境まで税関の監督下に置かれる。税関の許可なしに、如何なる事業組織又は個人も開封、取り出し、配送、発送、交換、改変、抵当、譲渡、又は表記変換しては

ならず、動植物、動植物製品、及びその他の検疫対象物は、国境通過期間中に輸送手段から積卸してはならない。国境通過貨物は、他の出入境貨物、物品と一緒にコンテナ共に混載して輸送してはならない。

第5条（動物等の場合）

国境通過貨物が動物である場合、その輸送手段、コンテナ、飼料及び寝具材料は、我国の動植物検疫の関連規定に適合しなければならない。国境通過貨物が植物、動植物製品、及びその他検疫対象物である場合、その輸送手段、包装物、コンテナは無傷でなければなりません。税関検査の結果、輸送手段、又は包装物、コンテナが途中で漏れを引き起こす可能性があることが判明した場合、運送業者は税関の要件に従って密封措置を講じなければならない。

第6条（運送業者の責務）

国境通過貨物の入境から出境まで、運送業者は交通運輸主管部門の規定に従ったルートで輸送しなければならない。税関は国境通過貨物の出入境港（場所）、輸送ルートに要求事項がある場合、運送業者は税関が指定した港（場所）及び輸送ルートに従わなければならない。税関は、作業の必要性に応じて、国境通過貨物を護衛する人員を派遣する場合があります、運送業者は便宜を提供しなければならない。

第7条（税関封印）

税関は、国境通過貨物を運搬する国内輸送車両又はコンテナに税関封印を施す。国内水上輸送又は鉄道輸送で運搬する場合、商業封印を国境通過貨物に施し、税関封印を施さなくてもよい。

第8条（入境時申請）

国境通過貨物の運送業者は、入境地の税関に真実を申告し、税関の国境通過輸送手続きを行う。国境通過貨物が動植物、動植物製品及びその他検疫対象物である場合、運送状、及び輸出国又は地区政府の動植物検疫機関が発行した検疫証明書を携帯し、入境地の税関に申請し、対応する検疫手続きを行わなければならない。其中で、国境通過貨物が動物の場合、税関総局発行の<<動物国境通過許可証>>も同時に提出しなければならない。国境通過貨物が規定に従って税関総局の承認を得ることが必要である場合、事前に関連手続きを行わなければならない。

国境通過貨物が両用物質等の国家が国境通過を制限している貨物の場合、関連規定に従って、入境地の税関に関連許可証を提出しなければならない。

第9条（入境後の処置）

国境通過貨物が入境地に到着した後、入境地の税関による審査・解除が行われた後、国境を通過して輸送することができる。国境通過貨物が出境地に到着し、出境地税関での国内輸送手続きを確認した後、国外に輸送することができる。

国境通過貨物が動物の場合、入境地の税関による検疫合格が必要であり、運送業者は、関連資格のある検疫処理事業者に委託し、輸送手段、コンテナの外面の消毒を行わなければならない；国境通過貨物が植物、動植物製品、及びその他検疫対象物である場合、入境地の税関による輸送手段又は梱包に対する検疫検査に合格する必要がある。

国境通過貨物が動植物、動植物製品及びその他検疫対象物である場合、出境地の税関による貨物の原初包装容器、原初封印が変更されていないことの確認を受けた後、これ以上の検疫は行わない。

第 10 条（途中での積載交換）

国境通過貨物を国内輸送中に輸送車両、コンテナを交換する必要がある場合、運送業者は交換地の税関に対して、国境を越える輸送の交換（積み替え）手続きを申請しなければならない。交換地の税関による審査と承認を経て、且つ国境通過貨物が交換地に到着した後、交換（積み替え）作業を実行できる。国境通過貨物は全工程の運送状を備え、国内輸送中に輸送車両又はコンテナを変更する必要がある場合、運送業者は、入境地の税関及び積替え地の税関に、国境通過輸送及び積替え手続きを、一度に申請することができる。

第 11 条（撤回申請）

国境通過貨物が入境地に運ばれる前に、何らかの理由で国境を越える輸送が取消された場合、運送業者は、入境地の税関に国境を越える輸送の撤回申請を行い、併せて関連する規則に従って対応する税関手続きを行わなければならない。国境通過貨物が入境地に運ばれた後は、運送業者は国境を越える輸送の撤回申請はできない。

第 12 条（入出境時の対応税関）

国境通過貨物の国内運送中の監督管理作業は入境地の税関が責任を負い、出境地に到着した後の到着貨物の検査、出境監督管理業務は出境地の税関が責任を負う。

第 13 条（動物等の汚染時処置）

国境通過貨物が動物であり、国境通過の輸送中に死体、排泄物、寝具材料及びその他廃棄物が発生した場合、運送業者は動植物検疫の関連規定に従って処理し、許可なく廃棄してはならない。国境通過輸送中に飼料が病気や害虫によって汚染されていることが判明した場合、運送業者は除害又は破壊処理の責任を負わなければならない。

国境通過貨物が植物、動植物製品及びその他検疫対象物であり、国境通過輸送中に<<中華人民共和国出入境動植物検疫法>>第 18 条に定められたリスト中の害虫、病害を発見した場合、運送業者は除害処置の責任を負わなければならない。

第 14 条（税関による検査）

税関が必要と判断した場合、国境通過貨物を検査することができる。税関が国境通過貨物を検査する場合、運送業者は税関監督検査に立会い、協力しなければならない。

第 15 条（紛失、欠損）

不可抗力の原因以外で、国境通過貨物が国内で紛失又は欠損した場合、運送業者又は税関の監督下にある作業場所運営者は、入境地の税関で輸入関係の手続きを行わなければならない。

第 16 条（国境通過輸送手続き）

国内の道路区間又は鉄道区間に於いて、輸送手段の国境通過輸送手続きを完了していない場合、国境通過輸送は再開できない。

第 17 条（入境後の税関申告）

輸送業者による入境報告の日から 3 か月以上、国境通過貨物が税関に申告されていない場合、税関はそれを輸入貨物として扱い、<<中華人民共和国税関法>>第 30 条の関連規定に従って処理する。

第 18 条（入境後の輸送）

輸送業者による入境報告の日から 6 か月以内に、国境通過貨物を入境地外に輸送しなければな

らない； 特殊な状況下に於いて、入境地の税関の同意を得て、延長することができるが、延長期間は3ヶ月を超えてはならない。

第19条（用語解説）

本弁法に於ける以下の用語の意味は下記の通りである。

国境通過貨物とは、外国から発送され、中国国内を陸路で引き続き輸送される国外貨物を指す。運送業者とは、関連する国家主管部門によって承認され、国境通過貨物の運送を実施する資格を有する企業又はその代理人を指す。

入境地とは、国境通過貨物が我国の国境に入る地点を指す。

出境地とは、国境通過貨物が我国の国境を出る地点を指す。

積替え場所とは、国境通過貨物を国内で輸送車両、コンテナに積替える場所で、且つ税関の監督下にある地点を指す。

第20条（個別税関統計）

税関は、国境通過貨物に関する個別税関統計を取る。

第21条（違反時の対応）

本弁法の関連規定に違反した場合、税関は、<<中華人民共和国税関法>>、<<中華人民共和国国境衛生検疫法>>及びその実施細則、<<人民共和国輸出入動植物検疫法>>及びその実施条例、<<中華人民共和国食品安全法>>及びその実施条例、<<中華人民共和国税関行政処分実施条例>>の関連規定に従って処理する。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

第22条（解釈責任）

本弁法は、税関総局が解釈の責任を負う。

第23条（施行日）

本弁法は、1992年12月1日から施行する。